



丸森町家事・育児支援サービス利用応援事業のご利用案内

この度、町では、町内の未就学児のいる世帯を対象に、子育て家庭の家事・育児負担の軽減を目的とした「家事・育児支援サービス利用応援事業」を開始しました。

この事業は、町に登録した事業者の家事・育児支援サービスをご利用いただく際に、「WARASKOクーポン」をご利用いただくことで、一定額の利用料を町が負担するものです。

日々の子育てに、ちょっとしたゆとりを持って子どもと向き合える環境づくりの一助になれば幸いです。ぜひ、家事・育児支援サービスの利用をご検討ください。

記

【サービスを利用できる対象】

町内の未就学児のいる世帯の方

【サービス提供を行う場所】

町内のご自宅 ※サービスご利用中は、保護者の方が在宅していることが必要です（同行援助支援除く）。

【クーポンを利用するには】

家事・育児支援サービスを利用するためには、子育て定住推進課へ申請をしていただく必要があります。「WARASKOクーポン交付申請書」をご記入の上、子育て定住推進課へ提出していただき、その後、町で申請内容を審査し、交付を決定した場合に、ご自宅へクーポンを郵送します。

※利用までの流れは裏面を、また、サービス内容や事業者については別添一覧表をご覧ください。

※「WARASKOクーポン交付申請書」は、町ホームページから取得できます。

【誰が申請できるの？】

町内に住所を有する未就学児と同居する保護者の方

【事業の開始時期】

令和4年8月1日（月）

【クーポンの交付枚数】

1世帯につき2,000円クーポンを25枚（50,000円分）



【クーポンをご利用いただける期間】

WARASKOクーポン到着後～令和5年3月31日まで

【注意事項】

※クーポンの交付は、年度内に1回限りであり、紛失等による再交付はできません。

※町外へ転出された場合は、クーポンは使用できません。

※第三者への転売や譲渡は禁止します。

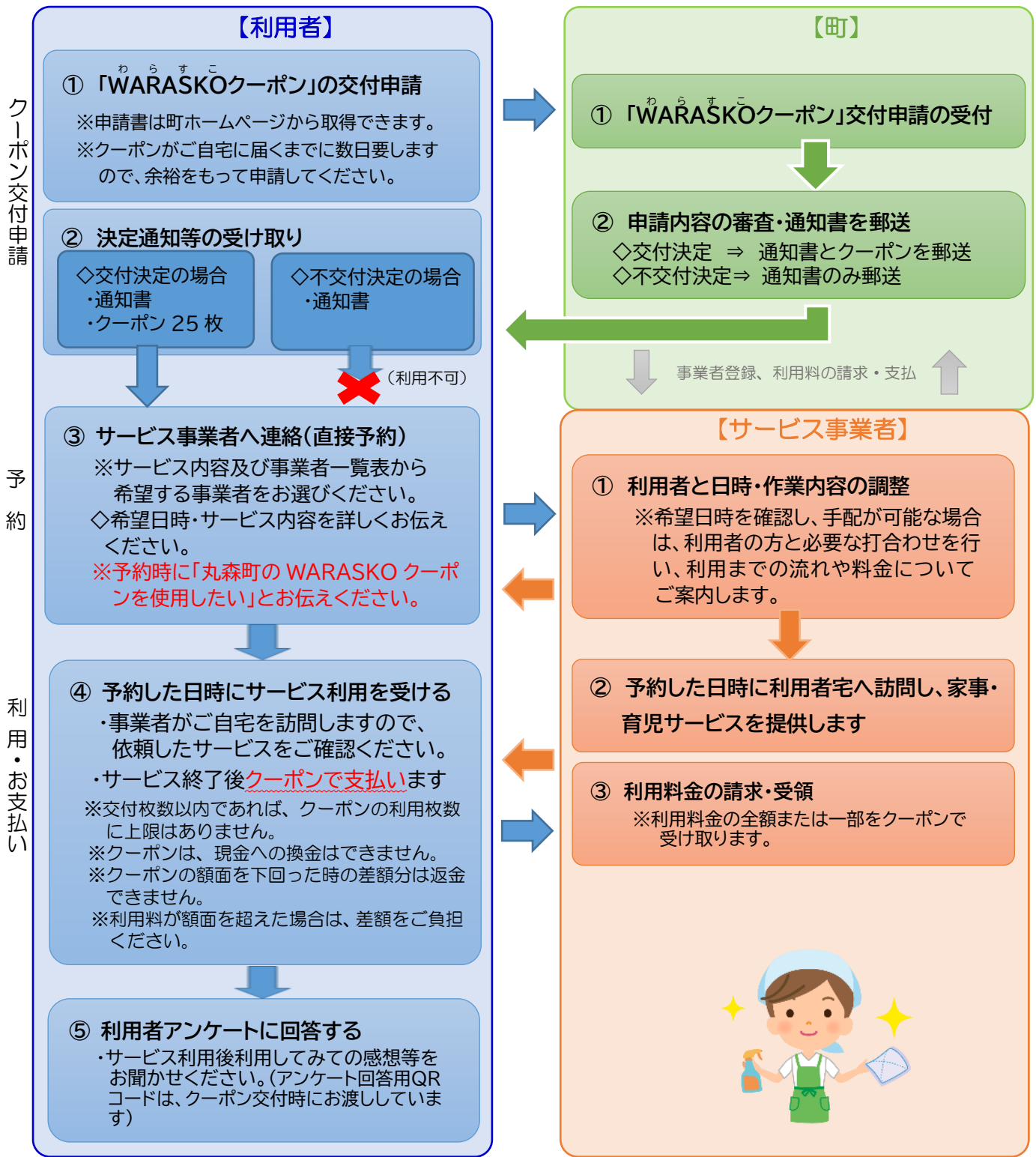
【クーポンに関するお問い合わせ・クーポンの申請先】

丸森町子育て定住推進課 子ども家庭班 ☎87-7521



裏面もご覧ください

【ご利用の流れ】



【キャンセルについて】

ご事情により、ご予約をキャンセルする場合は、直接サービス事業者へご連絡ください。
 お申し出の日により、キャンセル料が発生する場合がございます。キャンセル料は利用者様のご負担となり、クーポンでのお支払いはできませんので、ご注意ください。

【登録サービス事業者】

登録No.	1	2	3	4
事業者名	FamilySitter 仙台	ダスキン大河原支店	ニチイ学館仙台支社	おそうじわーくす
所在地	仙台市青葉区中央 2-2-30 日興商事ビル4F	柴田郡大河原町字小島 13-10	仙台市青葉区中央 1-3-1 アエル 15F	柴田郡柴田町西船迫三丁目 3-72
電話	050-3749-5127	0224-52-3026	0120-212-295	050-5235-4333
サービス内容	育児支援・家事代行	家事代行	育児支援・家事代行	家事代行